

遺族厚生年金の受給者たる配偶者の生計維持要件

（東京地方裁判所平成28年2月26日判決

平成26年（行ウ）第502号，遺族厚生年金不支給決定取消等請求事件）

判例時報2306号48頁

黒田 有志弥*

I 事実の概要

1 (1) A(男性，昭和14年生)は，昭和37年4月14日，X(女性，昭和9年生)と婚姻し，長男B(昭和38年生)および二男C(昭和42年生)をもうけた。Xは，Aと婚姻した後，死亡時まで専業主婦であった。

Aは，上記勤務地で稼働していた昭和55年頃から，D(昭和25年生，女性)と知り合い，親しく交際するようになり，平成元年に転勤に伴い石川県P市に単身赴任した頃からDと不貞行為に及んでいた。

(2) Aは，平成5年に転勤となり，単身赴任は解消され，川崎市のA名義の自宅(以下「自宅」という。)で家族と同居するようになった。その後，Aは，平成10年からは別の会社に勤め始めたが，Dとの不貞関係を続けていた。

Aは，平成17年にさらに別の会社に転籍となった(なお，Aは，平成24年3月頃に同社を退職した)が，その後胆管癌が見つかり，平成21年9月17日から平成22年2月9日まで入院した。Xは，Aの入院中，前記の公団住宅を訪れ，Aの実印，パスポート，不動産の権利証，年金証書，同人名義の通帳および保険証券等を持ち帰った。その際，Xは，AがDと不貞関係を続けていることを認識した。

(3) Aは，退院後自宅に戻ったが，平成22年7月21日，Xに対して「出て行くから」などと述べ，衣

類等も持たずに自宅を出て(本件別居)，石川県P市のアパート(以下「P市のアパート」という。)203号室に移り住み，住民票も移動したが，同アパートの1階にはDが居住しており，やがてDと同居するようになった。

Xは，本件別居の直前頃の時期には，Aの企業年金(2か月で41万円程度)，X自身の老齢基礎年金，Aから不定期に渡される金員等により生活をしてきたが，Aは，本件別居の際，自身の企業年金の振込口座を変更し，自己名義の口座をすべて解約した。また，Aは，本件別居後，自宅に荷物を取りに戻ることはなく，本件別居時から死亡時に至るまで，Xに対して送金や仕送り等を一切しなかった。Xは，本件別居後，弁護士や親族を通じないでAと直接の話合いをしたことはなかった。

Xは，本件別居当時，現金300万円ないし500万円程度，X名義の預貯金として合計約340万円および保険証券(平成24年11月5日時点の評価額の合計約438万円)を保管していた。そして，Xは，本件別居後も，自宅において居住を継続し，生活費として，自身の老齢基礎年金(2か月で13万円程度)のほか，上記の現金や預貯金を使用していた。

(4) Xは，平成22年9月，横浜地方裁判所川崎支部に対して，AおよびDを被告として，不法行為(不貞行為及び悪意の遺棄)に基づく損害賠償請求訴訟(以下「別件損害賠償請求訴訟」という。)を提起した。

この頃，XとAは，代理人弁護士を通じて，婚姻

関係の調整等に関して協議を行い、Xの提案に係る合意書案が作成されたが、Aはこれに合意しなかった。また、上記の協議において、AがXに対して、A名義となっている財産の用途について説明を求めたり、あるいはXがAの公団住宅から持ち出した物品等の返還を求めたりしたが、Xは、この返還要求に応じなかった。

Aは、平成22年11月25日、一切の財産をDに遺贈する旨の遺言公正証書を作成した。なお、当該公正証書遺言については、X、BおよびCがD等に対して当該遺言の無効確認等を求めて提起した訴訟において、平成27年2月25日、当該遺言の無効を確認すること等を内容とする和解が成立している。

その後、Xは、Aが石川県P市所在の病院に入院していることを知り、平成24年6月15日、同病院を訪れ、Aとの面会を申し入れたが、面会をすることができず、また、Aの病状を尋ねたが、説明を受けることはできなかった。

平成24年6月、Xは、Aを相手方として、横浜家庭裁判所川崎支部に対し、夫婦関係（離婚等）調停の申立て（本件調停申立て）をし、離婚、財産分与、慰謝料の支払および年金分割を求めた。

(5) Aは、平成24年7月7日、死亡した（このときAは、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の被保険者であった者（老齢厚生年金の受給権者）であった）。この当時、Aの住民票上の住所はP市のアパート203号室にあり、Xの住民票上の住所とは異なっていた。Dは、同居者としてAの死亡届を提出し、また、その喪主としてAの葬儀を行った。Xは、Aの葬儀が終了した後、Aの遺言執行者から、Aが死亡したこと等を知らされた。

Xは、Aの死亡後、別件損害賠償請求訴訟において、Aに対する請求を取り下げた。同訴訟につき、横浜地方裁判所川崎支部は、平成25年7月29日、XのDに対する請求につき、損害賠償金550万円（慰謝料500万円、弁護士費用50万円の合計額）およびこれに対する遅延損害金の支払を認容（一部認容）する判決を言い渡した。同判決においては、AとDが不貞行為に及び、Aが本件別居によりDと生活を始め、Xとの同居協力義務を拒絶するに至ったものであり、Xに対する悪意の遺棄が認め

られ、Dはこれに協力、加功したことが認められるなどの認定判断がされていた。

2 Xは、平成24年8月14日（受付日）、処分行政庁（厚生労働大臣）に対し、Aの死亡当時、Aによって生計を維持していた配偶者であるとして、遺族厚生年金の裁定請求をした（以下「本件裁定請求」という）。これに対し、処分行政庁は、平成25年3月6日付けで、Xに対し、XがAの死亡当時においてAによって生計を維持されていたとは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の決定（以下「本件不支給処分」という。）をした。

本件不支給処分に対する審査請求および再審査請求がいずれも棄却されたため、Xは、平成26年10月10日、本件不支給処分の取消しと支給裁定の義務付けを求めて提訴した。

3 なお、厚年法59条1項は、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者の死亡当時、「その者によつて生計を維持したもの」であることを要件とし、同条4項の委任規定を受けて、厚年法施行令3条の10は、生計維持要件を満たす配偶者について、被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの（以下「施行令3条の10前段」という。）そのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者（以下「施行令3条の10後段」という。）と規定している。

他方、厚生労働省年金局長は、日本年金機構理事長宛に、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年年発0323第1号）（以下「本件認定基準」という。）により生計維持要件の認定の取扱うべき旨の通知を发出している。本件認定基準の内容は以下の通りである。

1 総論

(1) 生計維持認定対象者

次に掲げる者（以下「生計維持認定対象者」という。）に係る生計維持関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件および4の収入要件を満たす場合（中略）に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者

であった者と生計維持関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

①～⑦ (略)

⑧遺族厚生年金(昭和60年改正法による改正後の厚生年金保険法による特例遺族年金を含む。)の受給権者

⑨ (略)

(2) (略)

2 生計維持関係等の認定日

(1) 認定日の確認

生計維持認定対象者および生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、次に掲げる生計維持関係等の認定を行う時点(以下「認定日」という。)を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとする。

①受給権発生日

②～④ (略)

(2) (略)

3 生計同一に関する認定要件

(1) 認定の要件

生計維持認定対象者および生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

①生計維持認定対象者および生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを

得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

② (略)

(2) (略)

4～6 (略)

4 争点

本件における争点は、Aの死亡当時、XがAによって生計を維持していたといえるか否か(厚年法59条1項。以下「生計維持要件」という。)であり、具体的には、(i)本件につき本件認定基準3「生計同一に関する認定要件」の(1)「認定の要件」①(以下「生計同一要件」という。)を適用すべきか否か、(ii)本件は生計同一要件を充足するか否か、(iii)本件は本件認定基準1(1)ただし書(以下「例外条項」という。)に該当するか否かである。

II 判旨

請求認容

1 「本件認定基準の定めは、被保険者によって生計を維持していた遺族の生活を保障するという遺族給付の目的並びに厚年法59条および厚年法施行令3条の10の規定の内容に沿うものであり、合理的なものといえることができる。そして、上記の例外条項は、本件認定基準の定める生計同一要件に該当するとはいえない場合であっても、被保険者の死亡当時、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められるような事案において、適用されることが予定されているものと解される。」

「また、厚年法59条1項および4項の規定を受けて設けられた施行令3条の10前段の規定は、被保険者の死亡当時、同居等により被保険者と生計を

同じくしていた配偶者であれば、原則として被保険者により生計を維持していたものと推認されるから、当該配偶者が例外的な高収入を自ら得ていると認められる場合を除き、それだけで生計維持要件を満たすことを定めたものと解され、施行令3条の10後段の規定は、前段の規定に該当しない場合であっても、配偶者において、被保険者に経済的に依存しなければその生計の維持に支障を来していたであろうという関係にあるときには、生計維持要件を満たし得ることを念頭において定められたものと解される。

以上のような解釈に照らすと、本件認定基準が、法律上の婚姻と事実婚とを区別することなく、上記のような生計同一要件とその例外条項を置いたことには、合理性があるということができるとする。

2 生計同一要件（本件認定基準3 (1) ①）該当性について

(1) Xは、Aの死亡当時において、その住民票上、Aと同一世帯に属しておらず、住所も同一でなく、また、現に起居を共にしていたものとは認められず、生計同一要件のA、イおよびウ（ア）のいずれにも該当しない。

(2) 生計同一要件ウ（イ）の要件が設けられた趣旨は、住所が住民票上異なっていると看做し、別居がその原因に照らして一時的なものであり、当該原因が解消すれば同居が再開されることが予定されているのであれば、社会通念上、生計が同一であると評価する基礎があるといえることを考慮したものといえることができる。そうすると、上記の「止むを得ない事情により」とは、別居が一時的なものであっていずれ解消されることが予定されているような原因によるものであることをいうものと解すべきである。

①Aの本件別居後のDとの同居、②Xによる別件損害賠償請求訴訟の提起、③XとAとの間の婚姻関係の調整等についての協議、④Xによる本件調停申立て、⑤Aによる、Xとの面会を拒絶などの各事情に照らすと、本件別居は、AがDと生活をするために、Xとの同居協力義務を拒絶し、悪意の遺

棄により開始されたものと認められる。そうすると、本件別居は、平成24年7月7日のAの死亡当時において、一時的なものであっていずれ解消されることが予定されている原因によるものとみることが困難であるというほかなく、「単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっている」場合に当たらないといふべきである。

(3) 本件認定基準において、「例外条項は、生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているものと解される。」

Aの死亡当時において、XとAの別居は一時的なものであるとみることができないが、他方において、①Xは、まずは平成22年9月に別件損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所から離婚を前提とする和解案を提示されても、直ちにこれに応じることはなく、また、その後、本件調停申立てをしたものの、自宅の取扱いなど離婚給付の問題が残されており、Xとしては、扶養的財産分与を含む離婚給付の問題が包括的に解決される場合でない限り、直ちに離婚する意思を確定的に有していたと認めることはできないこと、②仮にAがXに対して離婚訴訟を提起したとしても、Aは明らかに有責配偶者であって、別居期間は短く、また、一切の財産をDに遺贈する旨の公正証書遺言をしており、直ちにXに対して相応の離婚給付をする意思を有していなかったものとうかがわれることなどの事情からして、その離婚請求が認められるとは考え難いことを勘案すると、XとAの婚姻関係は、Aの死亡当時において、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたと評価することは社会通念上適切ではないといふべきである。

Aは、本件別居後、その収入である企業年金等をXに渡さなくなったものの、①Aは、本件別居に際し、それまでの婚姻生活で形成された夫婦共有財産のうち、自己名義の口座を解約したほかは、現金、X名義の預貯金、証券等を持ち出さず、残置していったこと、②他方、Xは、Aと婚姻後、同人

の死亡当時までの間、専業主婦であり、その生計はAの収入に全面的に依存しており、本件別居後も、Xが独立して生計を立てることができるような独自の収入はなかったことがそれぞれ認められ、③以上の状況のもとで、Xが、本件別居後、Aに対し、婚姻費用の分担を求める法的手続に着手しなかったのは、本件別居当時、Xが当面の生活を維持するのに十分な夫婦共有財産を事実上管理していたことにあることがうかがわれる。これらの事情からすると、Aは、本件別居に際し、夫婦共有財産である現金、X名義の預貯金、証券等を残置し、本件別居後、Xは、その一部を費消し、生活費に当て、また、自宅を居住のために使用していたのであり、この状況を客観的にみれば、Xがこれらの夫婦共有財産に依存してその生計を維持しており、かつ、これらの夫婦共有財産に依存することなく、その生計を維持することは不可能であったということが出来る。

Aの死亡当時、XとAは別居しており、生計同一要件を満たす状態にはなかったが、両名の婚姻関係は、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたとはいえないこと、そして、その状況の下において、専業主婦であったXは、Aが残置していった夫婦共有財産に依存して生計を維持しており、Aに経済的に依存しなければ生計の維持に支障を来していたであろうという関係にあったということが出来ることを総合勘案すると、本件については、生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合に当たるといふべきである。

3 本件不支給処分の適法性について

以上によれば、Xは、A(被保険者)の死亡の当時において、厚年法59条1項の生計維持要件を充足していたものと認められる。したがって、この点についての判断を誤り、生計維持要件を充足しないとして、Xを同項の「遺族」に該当しないものと認定してされた本件不支給処分は、違法であり、取り消されるべきものである。

III 解説

判旨に疑問がある

1 本判決の意義

本判決は、法律上の配偶者の遺族厚生年金の受給要件の該当性が判断された一事例である。事例としては、いわゆる重婚の内縁関係またはそれに類する状況であるが、本件においては、いわゆる重婚の内縁関係の妻が遺族厚生年金の受給権者となりうるかという問題ではない。

本判決は、法律婚の配偶者につき、遺族厚生年金を受給できる者の要件について、生計維持要件の充足性のみを根拠として判断した点に特徴がある。また、今1つの特徴として、本件認定基準、とりわけただし書の「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の趣旨を具体的に解釈し、当てはめを行っている点にある。

2 配偶者要件と生計維持要件の関係について

遺族厚生年金を受給できる遺族は、被保険者または受給者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のうち、被保険者または受給者等が死亡した当時、その者によって生計を維持していた者である(厚年法59条1項)。被保険者によって生計を維持していたこと(生計維持要件)の認定に関して必要な事項は政令で定めるとし(同条4項)、同法施行令3条の10は、この生計維持要件を満たす者について、被保険者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものそのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者と規定し、これを受けて本件認定基準が定められている。このように、遺族厚生年金を受給できる遺族の要件は、厚年法59条1項に列挙する遺族に該当し、かつ、生計維持要件を満たす者である。

他方、厚年法における配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む（厚年法3条2項）。この文言を素直に解釈すれば、配偶者には法律上の婚姻関係がある者は当然に含まれる。したがって、法律上婚姻関係にある者は、遺族年金を受給できる遺族としての配偶者要件を満たす。

しかしながら、この場合、法律上婚姻関係にある者（配偶者）と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の配偶者」という。）の双方が存在した場合（いわゆる重婚的内縁関係）に問題となる。法律上の配偶者を無条件に遺族厚生年金を受給できる遺族としての配偶者要件を満たしているとする、重婚的内縁関係が存在する場合の事実上の配偶者は、仮に生計維持要件を満たしていたとしても、常に遺族厚生年金を受給できる者に該当しないからである。

この点につき、既に最高裁は、重婚的内縁関係が存在する場合において遺族年金を受給できる配偶者について判断基準を示している。すなわち、最判昭和58・4・14民集37巻3号270頁は、農林漁業団体職員共済組合の遺族給付の対象となる配偶者とは、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうとして、法律婚の配偶者でも事実上の離婚状態にある場合には、遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないとし、最判平成17・4・21判時1895号50頁は、そのような場合には、重婚的内縁関係にある者が遺族給付の対象となる配偶者となるとしている。また、これらの最高裁判決の射程は、重婚的内縁関係が生じている場合に限られるとされる¹⁾。

このようにして、理論上は、遺族厚生年金を受給できる配偶者たる遺族の要件は、配偶者要件および生計維持要件であるが、法律婚の配偶者の場合には、配偶者要件が問題となるのは、重婚的内縁関係が存在している場合だけとなり、それ以外では生計維持要件について判断すれば足りる。

ところが、法律婚の配偶者の遺族厚生年金の受給要件が問題となった事案においては、程度の違いはあるものの、夫が妻と別居し、妻以外の女性

と不貞行為に及んでいる場合がほとんどである（本件も例外ではない）。このような場合に、従来の裁判例は、法律婚の配偶者につき配偶者要件について判断し、それが肯定されれば生計維持要件を判断していた（例えば、法律婚の配偶者の配偶者要件、生計維持要件ともに肯定した事例として福岡地判平成20・8・26判タ1291号82頁、配偶者要件を満たさないとした事例として東京地判平成18・7・11判例集未登載）。

しかしながら、近年、同様の事案において、配偶者要件の判断に先立って、生計維持要件から判断する裁判例が見られるようになってきている。例えば、公刊されている裁判例でそのような判断手法を採用した端緒とされている事例として、東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁がある。同判決は、配偶者要件に先だって厚生年金保険法59条1項本文そのほか関係法令等に照らし、配偶者要件の具備が問題とされる者につき、その判断に先立ち、遺族厚生年金の受給権者である「遺族」のもう一つの要件である生計維持要件の具備について判断することが許されないと解すべき理由はなく、また、別居中の配偶者につき、配偶者要件を満たすか否かは、生計維持要件の認定とは直接の関係がないとした上で、配偶者要件の具備が問題とされるものにつき、その判断に先立ち、生計維持要件の具備について検討し、生計維持要件を満たさないことを理由として法律婚の配偶者に遺族厚生年金を支給しないとした処分を適法であると判断している。その後、東京地判平成27・5・15判例集未登載は、遺族厚生年金について、法律上の配偶者に不支給決定をし、事実上の配偶者に対して支給決定をしたところ、法律上の配偶者が不支給決定の取消を求めた事案において、「本件においては、不支給処分が違法であって取り消すべきであると認めるためには、原告が配偶者要件および生計維持要件をいずれも満たしているということができなければならないところ、まず、原告が生計維持要件を満たすか否かについて検討する」とし、結論として生計維持要件を満たさないとし

¹⁾ 大村敦志「判批」法律協会雑誌102巻11号2170頁。

て請求を棄却している²⁾。

このような判断手法が現れたのは、配偶者要件にかかる前掲最判昭58・4・14の判断基準が抽象的であり、そのあてはめが、具体的な事案においては困難であることに起因しているものと思われる³⁾。

このような中で、本件も、配偶者要件について判断せず、生計維持要件のみで結論を導いた事例とも考えられる。しかしながら、法律婚の配偶者が生計維持要件を充足してしないと理由のみで、遺族厚生年金を受給できる者としての要件を満たさないとした前記の事例は、いずれも事実上の配偶者に遺族厚生年金の支給決定がなされている事案であり、仮に法律婚の配偶者の生計維持要件の充足性が肯定された場合、続いて配偶者要件について検討されることになるはずである（ただし、生計維持要件の充足性が肯定された時点で、法律婚の配偶者の配偶者要件が否定されることはないと思われる）。これに対して本件においては、Dが遺族厚生年金の請求等をしていないと思われること、また、（おそらくDが事実上の配偶者に該当しないと考えると推測されるが）YがXの配偶者要件について争っていないことから、本件の判断枠組みと結論は、それ自体は問題ない。それゆえ本件は、生計維持要件の充足性の判断のみで法律婚の配偶者の遺族厚生年金を受給できる者の要件を判断し、それを否定した前記の裁判例とは事例が異なる。

3 生計維持要件について

法律上の配偶者について、遺族厚生年金の受給要件である生計維持要件については、従来の裁判

例の中には、本件認定基準とは別に一般論を展開するものも見られたが⁴⁾、近年の裁判例は、本件認定基準の合理性を肯定した上で、それに依拠して生計維持要件を判断するものが多い。本件認定基準の合理性を肯定する根拠については、被保険者等によって生計を維持していた遺族の生活を保障するという遺族給付の目的並びに厚年法59条および厚年法施行令3条の10の規定の内容に沿うもの（東京地判平成27・3・17判例集未登載、東京地判平成26・7・25判例集未登載）などと簡潔に述べるものが多く、その点においては、本判旨も同様である（判旨1（1））。本件認定基準につき近年の裁判例がその合理性を肯定するのは、仮に認定の要件を充足しない場合であっても、例外条項によって個別事例にあわせて柔軟に解決を図ることができるからであると推測される⁵⁾。

そのような中で、本判決の特徴は、本件認定基準、とりわけただし書「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の趣旨を具体的に解釈し、当てはめを行っている点にある。すなわち、本判旨は、上記ただし書を「生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているもの」と解する。

上記ただし書については、本判旨の解釈とは逆の方向の解釈、すなわち、生計同一要件に該当するけれども、そのまま受給要件の充足性を肯定すると社会通念上妥当性を欠く場合に適用されるものと解するのが素直な解釈であろう。しかしなが

²⁾ ほかに、東京地判平成27・3・17判例集未登載等。

³⁾ なお、配偶者要件について判断している裁判例も存在する。例えば、東京地判平成26・3・13判例集未登載、東京地判平成26・7・25判例集未登載、東京地判平成27・4・9判例集未登載。

⁴⁾ 東京地判平成5・3・3判タ859号129頁、東京地判平成10・3・25判タ987号165頁等。これらは本件認定基準の通知時以前の事例であるが、当時も同内容の通知がある（昭和61年4月30日庁保発29号）。

⁵⁾ 東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁は、「生計維持関係認定基準（本件認定基準：筆者注）が、生計維持要件として原則として生計を同一にすることを要するとし、その認定において、別居中の配偶者については、生活費、療養費等の経済的な援助等が行われ、消費生活上の家計を一つにする実態を必要としていることは、生計維持関係認定基準が例外的にこれによらない場合を定めていることも考え合わせれば、上記厚生年金保険法1条の定める制度趣旨並びに同法59条および厚生年金保険法施行令3条の10の定めに沿うものであり、合理的なものといえることができる。」と述べる。

ら、本件認定基準の文言上は、本判旨のただし書の解釈を排除する理由もないため、本判旨の示すように生計同一要件に該当するとはいえないものの、そのまま受給要件の充足性を否定すると社会通念上妥当性を欠く場合にも適用されると考えるべきであろう。しかしながら、ただし書をどちらかの事案に限定することは妥当ではないため、判旨の示す、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろう関係が認められる事案は、生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合の例示と読むべきであろう。

ただ、このように判旨を解釈したとしても、「被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろう関係」が、そもそも「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の解釈として疑問が残らざるを得ない。すなわち、本件は、XがAに経済的に依存していた関係にあったが、Aの名義の住居および残っていた金銭がなければ生計維持に支障を来していたかは定かではない。判旨は経済的な依存について、Xが夫婦共有財産に依存してその生計を維持しており、かつ、これらの夫婦共有財産に依存することなく、その生計を維持することは不可能であったとするが、少なくとも後段については、問題があると考え。す

なわち、経済的に依存できる環境にあれば、それに甘んじるのが通常であって、それがなかった場合に生計を維持することができなかった否かは判旨からは明らかではないからである。翻って経済的に依存できる環境になかったときに、自助努力によって生計を営まざるをえない状況にあり、実際に自ら生計を営んでいた場合、例えば、別居の夫の名義の住宅に居住し、それが黙認されている状態であるが、残された預貯金や仕送り等は一切ない場合や、あるいは、別居の夫が賃貸人となっている賃貸住宅に居住している場合で、妻が自ら労働によって生計を営んでいるときは、生計維持要件を満たさないという不合理な結果に至ることがありうる。

この点につき、最近の裁判例⁹⁾を参照しても、生計維持要件について特に重視されているのは、法律婚の配偶者がどのように生活費を得ているかであり、法律婚の夫から経済的な援助を受けておらず、また、生活費を自力または何かの手段で得ていると、生計維持要件の充足性が否定される傾向にある。本判決は、Aの死亡当時、XとAは別居しており、生計同一要件を満たす状態にはなかったが、その婚姻関係は、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたとはいえないこと、そして、その状況下において、専業主婦であったXは、Aが残置していた夫婦共有財産に依存して生計を維持しており、Aに経済的に依存しなければ生計の維持に支障を来していたであろうという

⁹⁾ 従来の裁判例のうち、最近の事案で、法律上の配偶者につき生計維持要件が問題となったものについて、その内容と結論をまとめると以下の通りである。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、仕事の収入や実母からの援助等により生活していた場合において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求が棄却（東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、着付師の仕事と年金で自活していた場合において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求が棄却（前掲東京地判平成27・5・15）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、音信・訪問が途絶えて2年間は自活（会社勤務、アルバイト、実兄の死亡により退職手・当金の半額を相続）していた事案において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求がただし書の要件も満たさないとして棄却（前掲東京地判平成27・3・17）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、14年間、経済的な援助や、音信・訪問はなく、パートの仕事をして生活費を得ており、不足分は親族の援助を受けて生活しており、事実上の配偶者に遺族厚生年金の支給決定あった事案において、遺族厚生年金不支給処分の取消が配偶者要件、生計維持要件ともに満たさないとして、棄却（東京地判平成26・7・25判例集未登載）。

関係にあったということができることから、生計維持要件を充足する（例外条項に該当）とする。要するに、本判決においては、Aのたまたま残していった夫婦共有財産のみで生計を営んでいたために、生計維持要件の充足が認められたのであって、その意味では、従来裁判例の傾向に従うものである。しかしながら、遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった者に生計を維持されている遺族に支給されるものである。その趣旨としては、被保険者等によって生計を維持していた遺族の生活を保障することであるが、遺族厚生年金の額は、被保険者の標準報酬月額や年金受給権者の年金額に依拠するものであるから、被保険者等による生計の維持は、被保険者あるいは年金受給権者の地位を根拠づけている金銭によることが通常の解釈であると思われる。したがって、本件においては、遺族厚生年金の支給の基礎となりうる生計の維持がなされていないのであるから、本件認定基準（その例外条項を含む）を適用しても

Xが生計維持要件を充足しているとは言えないと考える。

4 おわりに

本件は、冒頭に述べたように、法律上の配偶者の生計維持要件のうち、「その者によつて生計を維持したもの」についての本件認定基準の解釈が問題となった事案である。

他方で法政策上は、生計維持要件のうち「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のもの」について主に問題となっている。この点については、「遺族年金の法的論点と法政策—生計維持要件を中心として」を参照されたい。

参考文献

注で掲げたもの。

（くろだ・あしや）